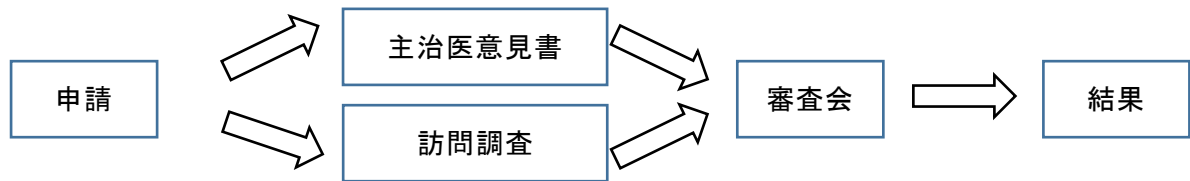


○介護認定申請について

介護認定申請の主な流れ



★ 1 申請について

申請書の記載についてお問い合わせが多いことから、注意点をまとめました。(別添資料 A) 記載漏れがある場合、スムーズな認定審査ができないことがあります。申請書を書く際の参考にしてください。

★ 2 主治医意見書について

受診頻度ではなく、どの主治医の意見書で認定の審査を受けるかで検討してください。併せて、念のため依頼先の主治医にも認定申請する旨を伝えてください。

★ 3 訪問調査について

調査時の聞き忘れなどが無いよう、調査時に立会される方へのお知らせを作成しました。(別添資料 B) ご本人様や立会される方へお渡しください。

★ 4 訪問調査場所について

原則として、日頃の様子分かる場所で行います。週に数回の通所サービス利用の方なら自宅での調査、月のほとんどをショートステイ利用の方ならショートステイ先での調査になります。ほぼ毎日通所利用で、日中のほとんどの時間をデイサービス等で過ごす方や、独居で自宅での様子分かる人がいない場合は、申請書にその旨ご記入ください。入院中の方については、心身の状態や退院予定日等考慮し調査場所を検討してください。環境の整った病院と一般住宅では、介護の手間が変わる可能性があります。

★ 5 感染症対策について

〔在宅の方〕

同居家族がいる場合は、可能な限り同居の方のみの立ち会いをお願いします。日頃訪問されていない方の同席や、調査のために遠方から来ていただく事は極力控えてください。(状況により電話で確認させていただきます。)

〔入院・入所中の方〕

病室に入る人数を最小限にして行いたいので、原則家族の立ち会いなしをお願いします。どうしても立ち会いが必要な場合(不穏になり調査が行えないなど)は、病院や入所先に、家族の立ち会いが可能か確認の上、申請書に家族の立ち会いについて確認した旨ご記入ください。

★ 6 各種様式の変更について

法令等の改正に伴い、那須塩原市介護保険条例施行規則の一部の様式を変更したのでお知らせします。

市のホームページに、新しい様式を掲載したので今後ご利用ください。

市ホームページ：[介護保険サービス各種申請様式／那須塩原市 \(nasushiobara.lg.jp\)](http://nasushiobara.lg.jp)

〔主な改正点〕

- ・ 不要な性別欄の削除
- ・ 請求印等の削除
- ・ 公金受取口座選択欄の追加
- ・ 根拠条文の追加

〔変更した様式〕

- ・ 介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・ 居宅介護福祉用具購入費等支給申請書（償還払い用）
- ・ 介護保険負担限度額認定申請書
- ・ 居宅介護住宅改修費等支給事前確認申請書（償還払い）
- ・ 居宅介護住宅改修費等支給申請書（償還払い）

なお、福祉用具購入等の受領委任払いの様式については、今後、同様の変更を加える予定です。変更終了後、市ホームページに掲載します。

また、住宅改修費支給申請の手引きについても、様式変更を反映させた内容に修正したものを窓口に設置いたします。